

1. 相談・受付

申請を希望する場合は、助成金担当職員にまずはご相談ください。原則、郵送で受付します。ただし、新規申込団体、「あさひ子どもの未来応援助成金」申込団体は窓口での受付とします。

相談日：(月～金曜日 9時～17時) ※土日祝日は不可
申請書(様式1)と必要書類を下記受付期間内に提出ください。

◆受付期間：

【1. ボランティア活動備品購入】

【2. 周年事業・記念誌発行等助成金】

①令和5年5月2日(火)まで ②令和5年7月28日(金)まで

③令和5年10月27日(金)まで ④令和5年12月22日(金)まで

【3. 地域の見守り支えあい活動助成金】

【4. あさひ子どもの未来応援助成金】(※)

随時(令和6年1月26日(金)まで)

(※)新規立ち上げ団体は12月22日(金)まで

2. 審査

助成金審査委員会(年4回 第1回：6月上旬、第2回：9月上旬、第3回：12月上旬、第4回：2月中旬)を開催し、各申込団体について審査します。

※「地域の見守り支えあい」「あさひ子どもの未来応援」助成金は随時

3. 決定通知

助成の可否については、事務局(旭区社会福祉協議会)から申請団体あてに通知します。

以下、助成決定団体の流れ

4. 請求書の返送

通知に同封されている請求書(様式2)に必要な事項を記入の上、預金通帳のコピー(口座番号・口座名義を確認できる部分)を同封し、指定の締切日までに事務局へご提出ください。

5. 助成金の振込

請求書に基づき、指定の金融機関口座に振込を行います。

※事務局からは、振込完了の通知は行いません。各自でご確認ください。

6. 実施

助成を受けたら予定どおり事業実施・物品購入してください。

やむを得ぬ事情により、内容に変更が生じる場合は、速やかに事務局までご連絡ください。

7. 報告

◆備品購入・周年事業・地域の見守り支えあい…購入後、または事業実施後1カ月以内に報告書(様式3)と関連書類を提出。

◆あさひ子どもの未来応援…年度終了後、約1カ月(令和6年4月末)までに報告書(様式3)と関連書類を提出。

※報告書は、決定通知と一緒に配布します。

1. ボランティア活動 備品購入助成金

主旨・財源

ボランティア団体が活動で使用する備品を購入するための費用を助成します。
財源は、区民の皆さまから旭区社会福祉協議会にご寄付いただいた「善意銀行」です。

対象団体

本会第6種会員（ボランティア団体）
ただし、申請後5年以上活動を継続することと申請後5年間は会員であることを条件とします。

受付期間

- ①令和5年5月2日（火）まで ②令和5年7月28日（金）まで
- ③令和5年10月27日（金）まで ④令和5年12月22日（金）まで

申込方法

まずは、助成金担当職員へご相談ください。ご相談後、申請書と必要書類を上記期間内にご提出ください。手続きの流れはP3「旭区社協独自助成金 申込手続きの流れ」のとおり。

助成上限額

100,000円

※1,000円単位で申請してください。

提出書類

1. 申請書
2. 購入希望物品の見積書（宛名は申請団体名とする）
3. 購入希望物品が分かるカタログや写真

審査方法

助成金審査委員会（年4回 第1回：6月上旬、第2回：9月上旬、第3回：12月上旬、第4回：2月中旬）にて審査します。

その他

- ・一度当該制度で助成を受け、再び助成を希望する団体は、助成を受けた年から5年経たないと申請できません。
- ・既に購入した物品の申請はできません。
- ・耐用年数が複数年の物品購入を対象とします。

★助成金について、旭区社会福祉協議会にお気軽にご相談ください。
皆さんと話しながら一緒に考え、申請のお手伝いをさせていただきます！

申請・問合せ先

社会福祉法人横浜市旭区社会福祉協議会

〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰 1-6-35 電話：045-392-1123 / FAX：045-392-0222

2. 周年事業・記念誌発行等 助成金

主旨・財源

区内活動団体・施設の周年記念事業や記念誌発行等の経費を助成します。財源は、区民の皆さまから旭区社会福祉協議会にご寄付いただいた「善意銀行」です。

対象団体

本会正会員（※ただし、申請後5年間は会員であることを条件とします。）

受付期間

- ①令和5年5月2日（火）まで ②令和5年7月28日（金）まで
③令和5年10月27日（金）まで ④令和5年12月22日（金）まで

申込方法

まずは、助成金担当職員へご相談ください。ご相談後、申請書と必要書類を上記期間内にご提出ください。手続きの流れは P3「旭区社協独自助成金 申込手続きの流れ」のとおり。

助成上限額

100,000円

※1,000円単位で申請してください。

提出書類

1. 申請書
2. 申請内容が分かる資料（企画案、周知チラシ等）

審査方法

助成金審査委員会（年4回 第1回：6月上旬、第2回：9月上旬、第3回：12月上旬、第4回：2月中旬）にて審査します。

その他

- ・既に終了した事業の申請はできません。
- ・助成を受けられるのは一回のみです。年度を超えても再び申請することはできません。
- ・団体・施設内のみで行う事業は対象外です。地域に開かれた事業が対象となります。
- ・団体会員（職員）の飲食経費は対象外とします。

★助成金について、旭区社会福祉協議会にお気軽にご相談ください。
皆さんと話しながら一緒に考え、申請のお手伝いをさせていただきます！

申請・問合せ先

社会福祉法人横浜市旭区社会福祉協議会

〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰 1-6-35 電話：045-392-1123 / FAX：045-392-0222

3. 地域の見守り支えあい活動 助成金

主旨・財源

身近な地域でのふれあい・交流機会を通じて、住民相互の見守りあいや緩やかなつながりづくりを推進し、社会的に孤立する状態に陥ることを防ぐために実施する事業について助成します。財源は、区民の皆さまから旭区社会福祉協議会にご寄付いただいた「善意銀行」です。

対象の活動

- ・ふれあい・交流活動（会食会、体操、サロン等を通じて、高齢者等の社会的孤立の予防を目的とした活動、居場所づくり）
- ・高齢者や障害者世帯等への戸別訪問や電話等で近況を伺う見守り活動

受付期間

随時受付

令和6年1月26日（金）まで

申込方法

まずは、助成金担当職員へご相談ください。ご相談後、申請書と必要書類を上記期間内にご提出ください。手続きの流れは P 3 「旭区社協独自助成金 申込手続きの流れ」のとおり。

助成上限額

30,000円

※1,000円単位で申請してください。

提出書類

1. 申請書
2. 活動内容が分かる資料（企画案、周知チラシ等）

審査方法

本会会長決裁とします。

その他

1. 助成決定前に支払い済の経費は、対象外とします。
2. あさひふれあい助成金や他公的サービス事業と重複はできません。
3. 申請は、主催者のみに限ります。
4. 会員・構成員のみの活動は対象外です。

★助成金について、旭区社会福祉協議会にお気軽にご相談ください。
皆さんと話しながら一緒に考え、申請のお手伝いをさせていただきます！

申請・問合せ先

社会福祉法人横浜市旭区社会福祉協議会

〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰 1-6-35 電話：045-392-1123 / FAX：045-392-0222

4. あさひ子どもの未来応援助成金【令和5年度新設】

1. 主旨・財源

身近な地域での子ども食堂、学習支援、居場所づくり等、旭区の子どもの育ちを支援するために実施する事業について助成します。財源は、寄付者の意向に基づき創設した「あさひ子どもの未来応援基金」です。

2. 助成金交付団体

上記主旨の取組を自主的に行う、または行う予定のある単一のグループ・団体

※1 団体1 事業の申請

3. 対象の活動

主に旭区内において実施する事業とし、次の各号の全てに該当するもの。

- (1) 主に子どもを対象に食事の提供や学習支援、居場所づくり等、身近な地域における子どもの育ちを支援することを目的とした取組であること。
- (2) 2 ヶ月に1 回以上継続的に活動を行うこと（ただし、荒天やその他のやむを得ない事情により開催が出来なかった場合を除く）。
- (3) 参加費が無料又は低廉（実費相当程度）であること。

※ 次の各号に該当する事業は対象外となります。

- (1) 営利目的または特定の団体や個人のみが利益を受けるもの。
- (2) 団体構成員のみの交流や親睦を主な目的とするもの。
- (3) 未就学児の子と保護者のみが対象で、仲間づくりや情報交換、育児の支援を目的としたもの。
- (4) 公的サービスと同一事業であるもの。
- (5) 政治上の主義を推進するもの。
- (6) 宗教の教義を広め、信者を教化育成するもの。
- (7) 公序良俗に反するもの。

4. 受付期間 ※事前予約制とします。

令和6年1月26日（金）まで随時受付

※ただし、新規立ち上げ団体は12月22日（金）まで

5. 申込方法

まずは、助成金担当職員へご相談ください。 ご相談後、申請書と必要書類を上記期間内に窓口へご提出ください。手続き方法はP3「旭区社協独自助成金 申込手続きの流れ」のとおり。

6. 助成要件・助成限度額・助成対象経費

P15を参照してください。

※1,000円単位で申請してください。

7. 提出書類

1. 申請書
2. 活動内容が分かる資料（企画案、周知チラシ等）

8. 審査方法

本会会長決裁とします。

9. その他

1. 「あさひふれあい助成金」等と重複申請が可能です。重複して申請可能な助成金については、P15を参照してください。
2. 収支報告において支出額が助成額を下回った場合は、その差額を返還いただきます。

★助成金について、旭区社会福祉協議会にお気軽にご相談ください。
皆さんと話しながら一緒に考え、申請のお手伝いをさせていただきます！

申請・問合せ先

社会福祉法人横浜市旭区社会福祉協議会

〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰 1-6-35 電話：045-392-1123 / FAX：045-392-0222

あさひ子どもの未来応援助成金【令和5年度新設】別紙

6. 助成要件・助成限度額・助成対象経費

	回数要件	人数要件	助成限度額(※1)
1	年72回以上(月6回程度)	1回あたりの子どもを含む参加者数が概ね10名以上で開催できる規模を用意していること	220,000円
2	年48回以上(月4回程度)		150,000円
3	年36回以上(月3回程度)		110,000円
4	年20回以上(月2回程度)		60,000円
5	年10回以上(月1回程度)		40,000円
6	年6~9回		30,000円
7	新規立ち上げ(※2)		40,000円
【対象経費】 ・器具・什器費(主に子どもが直接使用する学習機材等にかかる備品、事業にかかる備品等) ・消耗品費(主に子どもが直接使用する文具や学習教材にかかる経費、事業にかかる物品等) ・食材費(食料、食材等の購入にかかる経費) 等			

(※1)1,000円単位での申請となります。

(※2)申込時点で活動実績のない団体は、新規立ち上げ区分での申込となります。
 年度内に2回以上の活動が必要です。

9. その他

1. 本会の他の助成金との重複申請について

助成金名	重複申請の可否
あさひふれあい助成金	可
ボランティア活動備品購入助成金	可(本会第6種会員のみ)
周年事業・記念誌発行等助成金	可(本会正会員のみ)
地域の見守り支えあい活動助成金	否